国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第75回理事会(EB#75)概要報告

2013年10月06日

経済産業研究所:東京大学 戒能 kainou-kazunari@rieti.go.jp

2013年 9月28日 (土) - 10月04日 (金) 日時

場所 ドイツ・ボン UN Campus

主要結果

1. 定足·構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Laksmi D. (インドネシア)*	Hussein B. (ヨルダン)
中南米 LACRB	Antonio H. (メキシコ)	Edualdo C. (ペルー)
アフリカ AFR	Victor K. (コンゴ)	Ahosane K. (コートジボアール)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グラナダ: 副議長)	Amjad B. (モルジブ)
(途上国)	Duan M. (中国)	Qasi K. (バングラデシュ)
Non-An.1	Miguez J. (ブラジル)	Washington Z. (ジンバブエ)
移行国 EIT	Diana H. (アルメニア)	Natalia K. (ウクライナ)
西欧 WEOG	Peer S. (ノルウェー: 議長)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Martin C. (EU/ドイツ)	Christopher F. (オーストラリア)
Annex-1	Lambert S. (EU/ドイツ)	戒能 一成 (日本)
(斜体は欠席)		

2. 運営管理 (議題2.1~2.5)

2-1. CDM理事会活動年次報告(CMP-Report)

(会議前 Annex-2)

- 1) 背景 (前回からの継続検討, 定期報告, 2013年11月のCMPに報告)
- 2) 結果 採択
 - 報告の大部分は事実関係の報告であるが、以下の 3点を CMPに勧告
 - ・加盟国に CDMの利用を促進するよう提言すること
 - ・CERの任意償却(Voluntary Cancellation)を促進すること
 - · CDMEB活動時の外交特権・身分保障を検討すること
- 3) 議論 目下のCDMを巡る情勢, 加盟国の動向などを背景に討論。
 - 各国での排出権取引制度や二国間事業の成長を背景に、急激な事業収入減少と いう現実にどう対処するかが多面的に議論されたが、理事間の見解の相違と C DM-EBの権限が「壁」となり有効な打開策は見いだせていない状況。
- 2-2. 2014-15 MAP (ManAgement Plan), 2014 BP (Business Plan)
 - 1) 背景 2014-15年の理事会事業計画策定 (主として 9/28-29 に合宿形式で討論)
 - 2) 結果 採択
 - 3) 議論 上の CMP報告同様長時間を割いて討論したが、極く凡庸な事業計画に回帰。
 - CDMに否定的なEU側と 現状打開を指向する途上国側の 現状認識と将来像の 差異を背景に、異常に多くの調整時間を要する結果となった。
- 2-3. CDM 事業融資制度実施状況

(会議前 Annex-4)

1) 背景 - CDMの地域偏在を背景に、UNOPからCDM事業のF/S,VVsに対し融資を実施

- 2) 結果 報告了承、更なる報告改善を事務局に指導
- 3) 議論 アフリカでの PoAを中心に 128件申込中 36件の融資事業開始を報告
 - 目下の情勢下でも、EU-ETS上は LDCからのCERに一定の需要があると認識
 - 寧ろ目下の CER低迷状況下で「踏倒し」の危険はないかとの意見あり

2-4. CDM認識状況調査

(資料なし)

- 1) 背景 2013-14年の事業計画による調査
 - CDMへの各方面からの「批判」を集計した調査結果を基礎に問題点を討論
- 2) 結果 継続検討
- 3) 議論 調査結果の処理が統計的に疑問があることから、報告を却下し事務局に「差戻」。
- 3. 個別案件(議題3.1~3.4) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)
 - 3-1. DOE信認 Accreditation
 - 2) 結果 2件の臨時検査(Sopt-Check)結果を了承 (DNV, TUV-N)
 - 2件の新規信認を了承 (EPIC, NAC) DOEは通算 63事業者が信認。
 - 3件の再信認を了承 (CRA, TUV-N, LGAI)
 - 3件の業務検査(PA)の否定的結果を了承 (TUV-S, CQC, URS) 当該結果に基づき 1件の臨時検査(Spot-Check)を決定 (E-0055 URS)
 - 5) 注記 DOEの会社数·事業実績件数増加に伴い、信認上の問題も比例的に増加。
 - DOEの業務品質に重大な懸念を生じる「悪質案件」も増加傾向にある。
 - 当該問題案件の増加が一時的現象なのか否かはなお不詳、要経過観察。
 - 3-2. 登録 Registration
 - 1) 背景 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合はEBに掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べればEBで再審可能
 - 2) 結果 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 3事業を登録,以下 2事業を拒絶。
 - ·#7740 EP エタノール工場メタン回収 (フィリピン) 拒絶 DNV ×
 - ·#8870 MK コークス炉廃熱回収 (南ア)
- 拒絶 DNV ×

- 3-3. 発行 Issuance
 - 1) 背景(上記 3-2. 登録 に同じ)
 - 2) 結果 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 1事業を拒絶。

·#0171 CJ 埋立ガス回収焼却事業 (ブラジル)

拒絶 GLC ×

- 再申請 1事業は受理。
- 4. 制度改正(1) / 事業基準·方法論 (議題4.1)
 - 4-1. DOE信認基準改訂

(新 Annex-2, 3) 重要

- 1) 背景 (会議前 Annex-5, -20 経緯部分·前々回議事録を参照ありたい)
- 2) 結果 改訂基準 及び 経過措置を同時採択
- 3) 議論

(新基準案)

- DOEの人的能力基準 Competence / Sector Scope & Tech. Area 事業分野(Sector Scope)は現状どおりとし、事業分野傘下の各技術知識分野(Technical Area)を従来の 26から 22に改訂。

- DOEの人的能力証明方法 Competence Demonstration 従来の学歴・業務歴による証明に加え、実務従事や試験による証明を追加。
- DOEの業務外部委託・実施場所要件 Outsourcing et 業務委託・支社実施要件を新たに設定。
- 施行、DOEの新基準への適合期限 2014年 3月施行、全てのDOEは 2014年 7月迄に新基準へ適合すること。 (経過措置)
 - 現在信認されている DOEの資格は全て新基準に従い 5年間に自動延長。 (但し 上記のとおり 2014年 7月迄の新基準への適合が与件)
 - 2014年の業務審査回数を新基準に従い変更・軽減。
 - 制度変更への事務作業に伴い 2014年 6月末迄暫定的に一部旧基準を併用。
- 4) 対応 DOEの人的能力基準の技術分野とその証明方法が変更されているため、各DOE におかれては関連文書を熟読し対応ありたい。
- 4-2. 大規模方法論改訂関連 Meth.

(個別方法論改訂)

2) 結果 - 方法論改訂は全て原案どおり採択 新規; ACM0023, AM0112, バイオマス育成時排出計算ツールなど

(CER収入への追加性証明への利用)

- 2) 結果 方法論パネルに再検討を指示
- 3) 議論 AM0031の方法論の追加性証明に CER収入反映が不可欠という方法論パネルの 意見に対し、理事会から異論が出、他の証明方法を検討するよう差戻・再検討指示。

(投資分析のβの再検討)

- 2) 結果 方法論パネルに再検討を指示
- 3) 議論 投資分析における CAPMモデルでの β の妥当性につき方法論パネルに再検討指示。
- 4-3. 小規模方法論改訂関連 SSC

(個別方法論改訂)

- 2) 結果 小規模方法論改訂は全て原案どおり採択 新規; AMS-III BH, AMS-III BJ他
- 4-4. 植林·再植林関係方法論改訂関連 A/R

(個別方法論改訂)

2) 結果 - A/R方法論改訂·統合は全て原案どおり採択。特段の議論なし。

5. 制度改正(2) / 手続基準 (議題4.2)

5-1. PoA (集合事業) 関係規定改訂

(会議前 Annex-11, 新Annex-4~7)

- 1) 背景 PoAの制度改定に伴う関連改訂
- 2) 結果 採択
- 3) 議論 PPからの意見として、同一PoAにおいて同一監視期間に対し 2回の発行を認める制度の変更は歓迎するが、2回目の発行が完了しなくても次の監視期間の 1回目の発行を認めるべきとの意見があったが、当該問題については更に検討となった。 (原案どおり 2回目の発行が終わらないと 1回目の次の監視期間の発行は不可)

5-2. 標準化ベースライン関係

(標準化ベースライン関連制度改訂(1) 選択可能条件)

(会議前Annex-6)

- 2) 結果 以下の 2点を合意し、他を継続検討
 - 標準化ベースラインが制定されてもCDM事前検討要件は免除されないこと
 - 標準化ベースラインを利用できるのは事業が制定後に開始した場合のみ
- 3) 議論 標準化ベースラインが制定されている際、初期登録や事業期間更新時に通常ベースラインを利用可能か否かは理事意見が分かれ継続検討。

(標準化ベースライン関連制度改訂(2) 標準化ベースライン制定条件) (会議前Annex-7)

- 2) 結果 以下の点を合意し、他を継続検討
 - 当該ガイドラインは事業基準(Standard)に格上げされるべきこと
- 3) 議論 部門別標準化ベースライン制定時のCDM事業の包含、実際の事業事例に基づい た検討を更に実施し次回再検討。

(標準化ベースライン関連制度改訂(3) 標準化ベースラインデータ要件) (会議前Annex-9)

- 2) 結果 継続検討
- 3) 議論 原則10年·LDC/SIDs 15年の上限年数設定の妥当性が疑問であること
 - 1次データ・2次データの明確な定義が必要であること など意見多数、再検討。

(標準化ベースライン関連制度改訂(4)標準化ベースライン品質管理) (会議前Annex-10)

- 2) 結果 継続検討
- 3) 議論 更なる簡素化、データの古さの問題など理事より多数意見あり次回再検討。

(運輸部門標準化ベースライン制定ガイドライン)

(会議前Annex-8)

- 2) 結果 更に検討しツールとして制定することを決定。
- 3) 議論 燃料転換による効果反映, データ源の明示化など原案の更なる改善につき議論。
- 5) 注記 運輸部門のガイドラインは目新しいが、内容自体は極めて単純なものであり、 実用性は疑問。
- 5-3. 加盟国 DNAからの事業承認撤回
 - 1) 背景 (過去の EBでの継続検討案件)
 - DNAから事業承認が撤回された場合の手続整備
 - 2) 結果 継続検討
 - 3) 議論 DNAからの撤回状の必要要件, 期日無指定の場合の処理などにつき再検討指示。
- 5-4. DOEによる過誤発行の自主申告時の措置

(会議前Annex-19)

- 1) 背景 DOEからの照会に基づく規定改訂
- 2) 結果 採択
- 3) 議論 DOEが過剰発行をした旨自主申告する際に、事業者による CERの自主償却制度(Voluntary Cancelletion)を利用可能とする旨決定。
 - 但し当該自主償却は将来の「重大な欠陥」時の措置に予断を与えない旨決定。
- 5-5. 科学的文献からの数値引用における「保守性」について
 - 1) 背景 EB#74において事例の審議中に理事間の見解が分かれたための措置。 恣意的な科学的文献の選択的引用を如何に防止すべきかを検討。
 - 2) 結果 小規模WG(SSC)から以下の提案あり了承。
 - 事業者(PP)は該当文献一覧を準備し妥当·保守的な数値を選択すること
 - 認証機関(DOE)は当該一覧の網羅性と数値選択の妥当性・保守性を確認すること
 - 4) 対応 上記結果に基づき関連手続規定(VVs)を改定予定。
 - 5) 注記 大規模・小規模などの方法論に共通の基準として整備される予定。
- 5-6. 事業基準(PS·PCP·VVS)の諸改訂

(会議前Annex-13)

- 1) 背景 各種検討・意見照会結果を反映した改訂案。
- 2) 結果 理事会意見を反映し更に検討。
- 3) 議論
 - a) 事前考慮要件; そもそも何の情報が必要か明確化すべきとの意見有。
 - b) 登録前PP構成変更; 事業者全変更の場合のみ必要、との点では理事意見が一致したが、DOEが変更になった場合や事業内容が変更になった場合の手続再実施要件については異論が多数出たため再検討となった
 - c) 事業拒絶時の事務局による事業者説明; 賛成意見が多く次回改訂となった
 - d) 方法論の適用可能性事前評価; 異論が多数出され再検討
 - e) 事業登録後の変更; 理事会の承認を要する案件につき必然性の再検討を事務局に指示
 - f) 事業拒絶時の再提出承認; 理事会による再提出承認を撤廃するよう事務局に指示
 - g) 監視計画撤回手続·事業登録撤回手続の整備; 賛成如何が多く次回改訂となった
 - h) 事業更新手続の遅延; 更新手続が遅延した場合の措置につき再検討となった

6. 制度改正(3) / 政策論 (議題4.3)

6-1. 他削減事業・制度との二重計上問題

(資料なし)

- 1) 背景 理事提案案件。日本の二国間制度や中国排出権取引制度など、CDMでない削減 事業・制度に対して CDM事業からクレジットが発行される場合があるため、当 該制度との間での二重計上防止が必要。
- 2) 結果 事務局に検討資料作成を指示。
- 3) 議論 CDMでない事業にクレジットを発行した事業者に対し、CDM事業としての資格 を保持させるか追放するかで理事見解は二分。今後検討予定。
- 6-2. E+/E-政策と追加性の関係についての再検討(4)

(会議前Annex-16)

- 1) 背景 EB#72 からの継続検討課題。(E- 政策についてはEB#73会議録参照)
- 2) 結果 (時間切れにつき議論を延期)

7. 雑 感

- 第2約束期間以降の気候変動問題における交渉展望の不透明性に端を発して、CERなど排出権価格が極端に下落しているにもかかわらず、日本の二国間排出削減事業や途上国での排出権取引制度の構築・導入が着実に進展しており、CDMからの CERの需要は 2020年に向け先細りとなり慢性的な過剰供給となることがほぼ確定と見込まれる。
- このままの状況が継続した場合、CERの過剰供給が排出権価格全般の下方圧力となり、CDM 以外の事業で CERの使用を認めると「共倒れ」が起きかねないと考えられ、各種の制度では需給維持のための CERの排除・隔離が進むものと見込まれる。
- 一方で、CERの需要が殆どないことが明白な目下の状況でも、驚くべきことに様々な理由からなお CDMへの事業登録や DOE信認などが継続しており、CDMの制度体系自体には一定の「需要」がある模様である。
- つまり CERの需要が殆どなくなっても「国際制度開発・運営組織」としての CDM理事会と傘下の組織に若干の存在意義はあると思われるが、問題は開発された国際制度が公共財であり手数料収入だけでは体制運営に必要な年間 US\$ 40mil もの経費を賄えないことである。

次回理事会(EB#76) 2013年 11月 4日~ 11月12日, ポーランド・ワルシャワにて開催予定 (ポーランド政府より場所選定など併催に向けた準備実施中)